

北杜市補助金等の適正化ガイドライン

平成31年 3月（策定）

令和 4年 7月（改訂）

北 杜 市

目 次

1. はじめに	．．．．．	P 1
2. 適用対象	．．．．．	P 1
3. 補助金等交付の定義	．．．．．	P 2
4. 補助金等交付の課題	．．．．．	P 4
(1) 補助金交付要綱等の整備		
(2) 交付団体等の適格性		
(3) 補助金等交付		
(4) 補助の長期化・固定化及び交付団体等の自立性への阻害		
(5) 制度に係る透明性、再補助、類似補助		
5. 補助金等の適正化に係る基本的な考え方	．．．．．	P 5
(1) 補助金交付要綱等の整備（見直しも含む）		
(2) 交付団体等の適格性		
(3) 補助金等の交付、効果の検証		
(4) 終期の設定（サンセット方式の確立）と自主財源の確保や自立の推進		
(5) 補助事業の透明性の確保・再補助等の取り扱い		
6. 補助金等の交付・見直し基準	．．．．．	P 7
(1) 補助金等交付基準【別表 1】		
(2) 終期到来年度における補助金等見直し基準【別表 2】		
(3) 経費の考え方【別表 3】		
7. 補助金等の性質別分類及び定義	．．．．．	P 1 4
(1) 補助金等の性質別分類		
(2) 性質別分類ごとの定義		
8. 補助金等の評価・見直しの進め方	．．．．．	P 1 6
(1) 評価・見直しのサイクル		
(2) 評価・見直しの手順		
(3) 補助金等の評価・見直し内容の公表		
9. 評価・見直し後の対応	．．．．．	P 1 7
(1) 見直し結果の反映		
(2) 補助金交付要綱等の適切な管理		
(3) チェック機能の強化		
【参考：本市のこれまでの補助金等の整理合理化等に係る取組】	．．．	P 1 9
【別添】補助金等評価シート		

1. はじめに

本市では、平成18年3月に策定した「北杜市行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）」において、補助金等の見直しが推進事項とされ、市が交付する経常的な補助金等の見直し及び各種協議会等への加入の見直しが図られました。「第2次北杜市行政改革大綱（平成23年度～平成25年度）」においても、補助金等の見直しに関する取組項目を掲げ、シーリング方式による歳出縮減に努め、市単独補助金及び交付団体等への運営補助金について一定の削減が実現しました。

さらに、「第3次北杜市行財政改革大綱（平成26年度～平成28年度）」では、将来にわたり持続可能な安定した財政基盤を構築するため、基本目標や重点項目をあげる中で「補助金支出の適正化」に取り組み、個人や交付団体等へ支出される補助金等の内容の精査や見直しを行い、補助額の削減に努めるとともに、個々の補助金等についてもゼロベースで見直すため、庁内で組織される北杜市補助金評価検討会を創設し、適正化のあり方について検討してきました。

本ガイドラインは、「第4次北杜市行財政改革大綱（平成29年度～平成31年度）」に基づき、常に社会経済状況に則した、公正かつ効率的なものであるか、また、市民ニーズや社会情勢の変化にそぐわないものになっていないかを確認し、必要な見直しを行うための基準及びその運用の仕組みを定め、適正で透明性の高い補助金制度を確立することにより、「補助金の適正化の推進」を実行していくための指針として定めました。

引き続き、「新・行政改革大綱（令和3年度～令和7年度）」に定める官民の連携と役割分担、受益と負担が明確になっており、効率的な行政運営を目指し、また、外郭団体等改革の推進を図るための指針とします。

なお、本ガイドラインは、市が補助金等を交付する場合の基本的なルールを定めたものであり、今後、既存の補助金等の見直しを行う場合や新たな補助金制度を創設する場合については、本ガイドラインに沿うものとします。

2. 適用対象

本ガイドラインの適用対象は、「北杜市補助金等交付規則（平成16年11月1日規則第51号）」第1条に定める「補助金、助成金及び奨励金」とします。

また、法令等により市が負担する“負担金”と、法令等により市が団体等に事務を委託している場合に支出する“交付金”は、市が義務的に支出するものであるため、見直しの対象外とします。

なお、負担金や交付金などの名目であっても、その性質が補助金等に該当するものについては対象とします。

【北杜市補助金等交付規則抜粋】

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金、助成金及び奨励金（以下「補助金等」という。）の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

3. 補助金等交付の定義

補助金等交付の法令上の根拠としては、憲法第89条において、宗教上の組織若しくは団体、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対しては支出できないものとされており、公金としての支出対象、支出範囲が憲法上制限されています。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附又は補助することができることとされており、市が補助金等を交付する場合には、公益上の必要性の有無を客観的に判断する必要があります。

なお、公益上の必要性の判断基準について、行政実例（昭和28年6月29日）では、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」こととされています。

さらに、判例・学説により次の見解も示されています。（判例時報1433号）

- ① 補助金支出の目的、趣旨が適正か。
- ② 他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性があるか。
- ③ 補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか。
- ④ 補助金を受ける個人または団体の性格（団体の場合には、目的・構成員・役員等の状況）、活動状況が適正か。
- ⑤ 他の用途に流用される危険性がないか。
- ⑥ 支出手続き、事後の検査体制等が適正か。
- ⑦ 目的違反、動機的不正、平等原則違反、比例原則（当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）違反など裁量権の乱用・逸脱にならないか。

【日本国憲法】

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【地方自治法】

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金等の支出に係る予算科目は、地方自治法施行規則第15条別記に定める「負担金、補助及び交付金」の節区分に該当し、細節として、負担金、補助金及び交付金に区分されており、その定義は次のとおりです。

<p>負担金</p>	<p>1. 法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの。</p> <p>(1) 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を負担する場合。</p> <p>(2) 一定の事業等について、財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合。国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にみられる負担関係。</p> <p>2. 任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を負担することとなるもの。</p>
<p>補助金</p>	<p>特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出（交付）するもの。</p>
<p>交付金</p>	<p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。</p>

4. 補助金等交付の課題

補助金等は、行政サービスを補完する公共的サービスの提供、公益的な市民活動の助長など、市の施策を実現するうえで一定の役割を果たしていますが、一方では次のような課題も見受けられます。

(1) 補助金等交付要綱等の整備

補助金等を適正に交付するためには、「公益上必要がある場合」であり、交付の判断は客観性が担保されなければなりません。補助金等の目的等、その客観性を市民が理解しやすくするため、要綱等を整備し、その中で具体的な判断基準を示すことが必要です。また、予算科目の補助金、負担金、交付金等は本ガイドラインに沿って事業目的や内容から明確に区分していく必要があります。

(2) 交付団体等の適格性

交付団体等が補助金等を受けるためには、その活動目的に公益性があり、補助事業の目的と合致する必要があります。

(3) 補助金等交付

補助金等が公益上必要であったとしても、その効果と比較して、交付金額が適正なのかを判断するには補助金等が果たしている役割や効果等について検証しやすい仕組みが必要であり、不断の検証を行う必要があります。

(4) 補助の長期化・固定化及び交付団体等の自立性への阻害

補助金等は「公益上必要がある」ことから交付され、一度交付されると長期間にわたり継続的に支出される傾向があります。厳しい財政状況の中、継続的に交付することが必要か十分な検証が行える仕組みが必要です。

また、長期にわたり継続的に補助金等が支出されると、交付団体等は、補助金等を前提とした事業計画や活動を展開する傾向が強くなります。このような状況は、交付団体等の自立性を損ない、活動の創出の妨げになります。こうした問題を改善するため、交付団体等の自主性にインセンティブを与えるような補助金等の交付に対する仕組みが必要です。

(5) 制度に係る透明性、再補助^{注1}、類似補助^{注2}

補助金等が市民に公平に利用されるためには、目的や対象などの条件等が適切に情報提供されることが必要です。また、補助金等の交付に対し、市民の適正な判断を得るには補助金等の実績や効果について情報を提供することも必要です。

再補助は補助金等が下部組織に移ることで、会計が不明瞭になる場合があります。類似補助は似たような補助を複数回受けることができる可能性があり、公平な利用が出来ない場合があります。

注¹再補助：補助交付先から下部組織等の別団体等に対して当該補助金等を原資として補助対象事業に係る資金が交付され、再補助先において当該補助事業を実施する形態。

注²類似補助：事業目的や内容が似ているが交付元や所管課等が異なるため、精査が必要な補助事業。

5. 補助金等の適正化に係る基本的な考え方

人口減少や少子高齢社会の到来、生活環境のグローバル化などによる厳しい行財政状況を踏まえ、これまでどおりの歳出削減等の推進といった視点のみならず、すべての補助金等に適正で透明性の高い制度運用を確立することを目指すものであります。

補助金等は一度交付されると、将来にわたって公益性や妥当性が確保されるというものではなく、成果や必要性等から時代に即した見直しが絶えず求められるものであります。

よって、所管するすべての補助金等について、効果の検証を徹底するとともに、補助金等のあり方や今後の方向性を見据え、より効果的、効率的なものとなるよう適正化を推進するものとします。

(1) 補助金交付要綱等の整備（見直しを含む）

要綱等の定めのないもの、また、要綱等に規定してある補助の目的や対象経費等が不明確なものについては、当該補助金等の存廃や用途について、適正な評価・判断が困難となります。

このため、補助金等の交付に関する要綱等の制定は必須とし、補助の目的や補助対象経費等が不明確な要綱等は、改正を行うこととします。また、既存の要綱等についても、終期の到来などによる要綱等の更新時には本ガイドラインに照らして目的や効果の妥当性を再確認することとします。

なお、要綱等が時代に即していないものや費用対効果が認められなくなったなどの理由により、現在補助事業を行っていないものは、要綱等を廃止していきます。

(2) 交付団体等の適格性

補助事業の目的は、地域の経済の活性、産業の振興、社会福祉・教育分野への貢献、文化・スポーツの推進等といった公益性を有しており、交付団体等の活動目的はその目的と合致し、市税等を滞納していないこととします。

また、公平性を保つために交付団体等の事務局は原則、行政側が行わないこととします。

(3) 補助金等の交付、効果の検証

補助金等の交付は、本来、市民と市の役割分担の中で真に補助すべき事業を対象に補助されるもので、補助対象事業や目的等を明確に限定することで、補助の効果や必要性を検証する事業評価が可能となります。

なお、交付団体等への運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を限定し、終期を定め、段階的に廃止し、事業費補助への転換を図るものとします。

(4) 終期の設定（サンセット方式の確立）と自主財源の確保や自立の推進

補助が長期にわたる場合、既得権化や自立化の阻害など様々な課題が表出してきます。そのため適切な見直しを適宜実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要があります。新規補助金等については開始時に、既存の補助金等については見直し時に改めて終期を設定するものとし、終期は通算3年以内を原則とします。

交付団体等は、適正な負担を負うことや自主財源を確保できるよう努力することとします。また、所管課は事業の決算等を確認し、自主財源の確保や自立が出来るよう指導・支援を行うこととします。

(5) 補助事業の透明性の確保・再補助等の取り扱い

市は適正で透明性の高い補助金制度を確立するため、補助事業に関する情報を広く市民に公開したり、類似の補助金等は精査、統合していく必要があります。交付団体等は、事業内容や実績を市民に向けて情報発信していくことで透明性を確保します。これにより交付団体等が補助を受けていることを自覚させ、事業の成果を高めます。

再補助は直接補助に切り替えていきます。合理的な理由等によりやむ得ない場合は透明性を確保しながら再補助を行なうことを認めますが、直接補助の検討は随時行うこととします。

6. 補助金等の交付・見直し基準

今後の本市の補助金等交付制度を適正なものとしていくために、次の基準に基づいた補助金等制度の運用を行うものとします。

(1) 補助金等交付基準【別表1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることとされています。公益上必要であるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。このため、多種多様な補助金等について、公平性を確保し、補助金等を交付（審査）するための判断基準を定め、毎年度この「補助金等交付基準【別表1】」に基づき、補助金等評価シートを使って総合的に評価することとします。

なお、総合評価の点数にかかわらず、公益性が認められないものは、廃止とします。また、補助金等の交付に疑義が生じる場合は、廃止や改善を行っていく必要があります。

総合評価点数における分類

0～9点	10～13点	14～17点	18～20点
廃止	縮小	改善	継続

※継続・改善事業中、事業に発展性などが見られ、将来的にも必要であるなどの場合は、充実となる方向も考慮します。

(2) 終期到来年度における補助金等見直し基準【別表2】

終期の設定を原則として補助金等を交付することから、終期到来年度をもって交付を終了します。

しかしながら、補助の継続について検討する必要がある場合もありますので、終期到来年度に見直しを行う必要があります。このため、補助金等の交付基準に基づく審査を行うための具体的な基準として、項目を重視した「終期到来年度における補助金等見直し基準」を定め、見直しを行います。

※継続・改善事業中、事業に発展性などが見られ、将来的にも必要であるなどの場合は、充実となる方向も考慮します。

(3) 経費の考え方【別表3】

【別表1】(3)③の具体的な経費の考え方を項目ごとに記載しています。時代に即したものが求められるため、考え方についても随時見直しを行っていきます。

【別表 1】 補助金等交付基準

項 目	説 明
<p>(1) 補助金交付要綱等の整備</p> <p>※公益性が認められないものは、廃止とします。(1)の①から③の基準をすべて満たせない補助事業は、廃止に向けた検討が必要です。</p>	<p>①法令等により市が補助することが義務付けられているもの、もしくは市の計画等に適合しているもの。</p> <p>②補助金交付要綱等が整備されていること。 要綱等が整備されており根拠が示されている必要があります。財源のすべてが国や県補助で国や県の基準に基づき補助を行う場合等は、要綱等が整備されていることとみなします。 1年以内の短期間に限っての制度を設ける場合には、要綱等の制定を行わないことができることとしますが、その場合であっても補助の目的や補助対象経費は明確にしておく必要があります。</p> <p>③事業の目的・内容・必要性・補助の程度が明確で公益性があること。 上記の条件を要綱等に明記することとします。補助の程度は補助限度額・補助率等の数値で示すこととします。随時、時代に即した見直しを行う必要があります。</p> <p>④予算科目は委託費、負担金等ではなく補助金であること。 市の関与が大きい補助事業は、事業の性質を十分精査し、予算科目を負担金や委託料等へ転換します。逆に補助金等の要素が強い負担金等は、補助金へ転換します。</p>
<p>(2) 交付団体等の適格性</p>	<p>①補助対象事業の内容が交付団体等の目的と合致していること。</p> <p>②交付団体等の目的や事業内容は公益性があること。 社会福祉・教育の推進の分野において、著しい貢献が期待できるものや文化・芸術・スポーツ等の推進に貢献している必要があります。 地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及・支援し、事業推進を図るための援助が必要であると認められるものとします。</p> <p>③交付団体等の事務局を行政側が行っていないこと。 特別な理由があるものを除き、原則として、行政側は事務体制の確立を促すこととします。</p> <p>④交付団体等が市の税金等の滞納をしていないこと。</p>

<p>(3) 補助金等の 交付、効果の検証</p>	<p>①市民と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であるもの。 市は補助金等の必要性が薄れた場合や関与すべき範囲を超えている場合は、廃止も含め補助内容全体を見直す必要があります。</p> <p>②補助金等の交付に対して効果が認められるもの。 補助金等の効果を測定するための指標を設定し、補助金等の目的の達成度合いを把握することとします。</p> <p>③運営費補助^{注3}ではなく事業費補助^{注4}であること。 交付団体等への運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を限定し、終期を定め、段階的に廃止し、事業費補助への転換を図るものとします。 ただし、交付団体等の運営基盤が脆弱な場合等は自立できるまでの一定期間（3年を限度）については、補助することができることとします。 団体運営のための人件費、交際費（慶弔費）、食糧費、懇親会費等は対象としないこととします。 <u>※このほか経費に係る具体的な考え方を【別表3】において示しています。</u> ^{注3}運営費補助…交付団体等の運営のために交付される補助金等。用途は限定的でない。 ^{注4}事業費補助…交付団体等が行う事業に用途を限定して交付される補助金等。</p> <p>④効率的、効果的な事業を行う努力がされていること。 決算等を市及び交付団体等が毎年見直し、より少ない費用で大きな効果が出せるよう、改善していくことが必要です。 例えば、事業実施の際、市内の業者を優先的に利用することで、補助事業を超えて地域活性化等に繋がります。このように、1つの補助事業で補助事業以外にも効果を出せるような工夫が必要です。</p>
<p>(4) 終期の設定 (サンセット方式の確立)と自主財源の確保や自立の推進</p>	<p>①終期が設定されていること。 市単独補助金等は、原則として通算3年以内で交付を終了するよう終期を設定すること。ただし、継続する必要がある場合は終期到来年度において【別表2】に基づき審査を行い、その方向性を判断します。 国や県の制度によるものは、国や県の補助終了をもって市補助</p>

	<p>も終了することとします。なお、補助期間内であっても必要に応じて廃止を含め見直すこととします。</p> <p>②自主財源の確保など補助金等を受ける団体等も適正な負担をしていること。 自主財源の確保や会費の徴収など、補助を受ける団体等も事業費に対して1/2以上負担できるよう努力していく必要があります。</p> <p>③交付団体等が自立できるよう推進していること。 市は交付団体等が自立できるよう、指導・育成していく必要があります。</p> <p>④事業の決算等において繰越金または剰余金等が補助金額を超えていないこと。</p>
<p>(5) 制度に係る 透明性</p>	<p>①事業内容や実績を外部に向けて情報公開（発信）していること。 交付団体等は多くの市民に効果が波及するよう自ら情報発信を行っていきます。</p> <p>②交付団体等の会計処理及び使途が適切であること。 交付団体等は帳簿や領収書等を適切に管理し、市から照会があったときは明確に回答できるようにします。</p> <p>③他に類似の補助金等を受けていないこと。 市は類似の補助金等は精査し統合することで、透明性を確保しつつ、適正な補助ができ、交付団体等の申請等の負担を軽減できます。</p> <p>④交付団体等から別の団体等へ補助（再補助）していないこと。 再補助を交付団体等が下部組織へ行っている場合、下部組織の予算書、事業計画書、決算書、事業報告書等の提出を求め、交付団体等と同様に補助の妥当性を検証し、市から直接補助ができないか検討します。 合理的な理由等によりやむ得ない場合は再補助を行うことを認めますが透明性を保てるよう、随時検証が必要です。</p>

【別表 2】 終期到来年度における補助金等見直し基準

方向性	項目	見直し手法・内容等
1 継 続	(1) 【別表 1】 補助金等交付基準に適合しており、補助の公共性・効果性があり、補助の必要性が認められるもの。	経費精査
	(2) 市の補助金等予算の財源全額が特定財源 ^{注5} であり、一般財源 ^{注6} を伴わないもの。 <small>注5 特定財源…市が受け取る時点で使い道が決まっているお金。 注6 一般財源…市が受け取る時点で使い道が決まっていないお金。</small>	経費精査
	(3) 国、県の補助金等を財源の一部とするもので、市の負担が義務付けられているもの。	経費精査 ※国県補助終了をもって廃止
	(4) 他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの。	経費精査 ※他市等との協議
2 改 善	(1) 既存の団体運営費に対するもので、自主・自立の運営努力が必要なもの。 かつ、補助期間3年を経過しているもの。	要綱等の見直し 事業費補助へ切替 交付団体等との協議 ※場合により、縮小・廃止
	(2) 法令等により補助の実施が義務付けられているもののうち、市単独で国等の基準を超えて補助を行っているもの。	経費精査
	(3) 補助金等の性格になじまないもの(事業手法を見直し、市の直接経費での支出または委託方式等に変更する必要があるもの)。	事業主体の見直し、委託費、報償費等への検討 ※場合により、縮小・廃止
	(4) 再補助を行っているもの。	下部組織の審査・確認 直接補助への切替または再補助の根拠
	(5) 交付団体等の事務局を行政側が行っているもの。	自立に向けた取り組み 交付団体等の育成

3 縮 小	(1) 事業の実質的な繰越金等が補助金額を超えるなど、自立が認められ、他の措置によっても十分目的が達成されるもの。	事業内容の精査 ※場合により、廃止
	(2) 【別表1】補助金等交付基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助事業があり、整理・統合により費用対効果が見込めるもの。	統合 効率化
4 廃 止	(1) 施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの。	廃止 ※場合により、縮小を経て廃止
	(2) 社会経済情勢等の変化により、補助の目的・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。	同上
	(3) 補助の目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確または乏しいもの、事業目的が曖昧になっているもの。	同上
	(4) 法令等により市が補助することが義務付けられていない、もしくは市の計画等に適合していないもの、補助金等交付要綱等が整備されていないもの、事業の目的・内容・必要性・補助の程度が明確でないもの、終期が設定されていないもの、交付基準に適合しないもの、行政が関与すべき範囲を超えているものなど、補助金等として不適當なもの。	同上

【別表3】経費の考え方（6【別表1】補助金等交付基準（3）③※）

対象外経費の項目		説 明
地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分（別記）	経費項目	
報酬・給料・賃金	人件費	<p>団体運営のための人件費は事業に結びつかないことから対象外とします。ただし、事業を推進するために必要な業務に係る人件費は対象経費とします。</p> <p>【補助対象経費として認められる人件費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 研修講師への報償費 ■ ボランティアとして事業に携わる者に対する謝礼（交付団体等の構成員は除く。）
旅費	宿泊費	<p>慰労的な視察や研修などに伴う宿泊費用は、事業推進に直接結びつくことは考えられないことから対象外経費とします。</p>
交際費	交際費	<p>交際費、慶弔費等は団体運営に係る経費で事業推進に直接結びつくこととは考えられないことから、対象外経費とします。</p>
	慶弔費	
食糧費	飲食費・食糧費	<p>飲食費、食糧費、親睦会費等は原則対象外経費としますが、事業実施のため不可欠と認められる食糧費等は除きます。</p> <p>【補助対象経費として認められる食糧費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 街頭で啓発活動に参加するボランティアに対する飲食代 ■ 研修講師への飲食代 ■ 補助事業に係る会議等開催時のお茶・茶菓子代 ■ 国際交流等を目的とする懇親会開催時の来賓者の飲食代 ■ イベント等、当日スタッフの作業状況により昼食等を用意しなければ支障をきたす場合の飲食代
	懇親会費	

負担金、補助及び 交付金	負担金等	上部団体等に対する負担金等は原則、対象外経費とします。
その他		<p>上記以外に、社会通念上、公費負担が適切でない経費は対象外経費とします。</p> <p>なお、記念品、参加賞等の物品を補助対象経費とすることについては、補助対象事業の実施において、その目的達成、普及啓発のために、真に必要となる場合に限られるべきと考えます。</p> <p>また、補助対象経費となる物品の金額水準は、社会通念上妥当なものであるかを考慮する必要がありますので、公益性・必要性を検討したうえで補助対象経費とする場合には、所管課においてその根拠等の説明責任を果たす必要があります。</p> <p>【公費負担が適切ではない経費の例】 ■補助対象事業実施と直接関係がない経費 総会費、会議費、役員会議費、賛助会費等</p>

7. 補助金等の性質別分類及び定義

補助金等は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類します。

(1) 補助金等の性質別分類

既存の補助金等の性質別分類		
義務的な補助	運営費補助・事業費補助	①義務的補助
任意的な補助	事業費補助	②団体運営費補助
		③イベント・大会運営費補助
		④利子補給補助
		⑤施設整備事業費補助
		⑥扶助的補助
		⑦その他事業費補助

(2) 性質別分類ごとの定義

①義務的補助

法令や条例等の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励または育成するため、市の支援として補助が義務付けられているもの。

このうち、交付・見直し基準の適用対象とするのは、市単独で国等の基準を超えて補助を行っているもの。

②団体運営費補助

特定の交付団体等の活動を通じて、市が推進する施策を実現しようとするときや交付団体等が行う事業に公益上の必要性があり、その活動を市が認めて奨励するときに、その交付団体等の設立・運営・自立を支援するために交付するもので、用途が限定されていないもの。

③イベント・大会運営費補助

広く市民への波及効果がある祭り等のイベントや各種大会の開催経費に対して補助するもの。

④利子補給補助

交付団体等が実施する事業の資金借入額に係る利子償還に対して補助するもの。

⑤施設整備費補助

交付団体等が行う施設の建設、修繕、整備等に関する事業に対して、市が公益上必要と認め、その事業費を補助するもの。

⑥扶助的補助

児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減や法令等に基づき、弱者救済や福祉向上の観点などから行うもの。また、市が住民の健康福祉等の増進を図るため、独自の施策において行うもの。

⑦その他事業費補助

性質別分類において最も補助項目数の多い補助であり、その内容は様々な施策にわたっています。公益上必要となる事業の実施に対して補助するもの、または市の施策推進のために必要とされる事業（地域委員会事業等）に対して補助するもの。

このほか、以下の事業を奨励、支援するために事業費に対して補助するもの（前記①、③～⑥までの特定の事業費補助以外のもの。）。

- ・ 行政の代行的に実施されている事業に補助するもの。
- ・ 政策として奨励すべき事業に補助するもの。
- ・ 交付団体等が行うソフト事業の公益性を認識し、当該事業を援助する目的で補助するもの。

8. 補助金等の評価・見直しの進め方

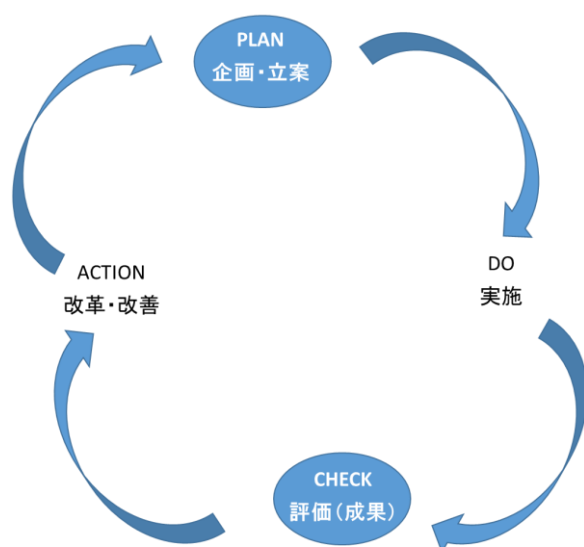
(1) 評価・見直しのサイクル

市は3年を1つのサイクルとして、毎年度、本ガイドラインに基づき補助事業の評価を行い、見直し等を行っていきます。終期到来年度（3年目）においては、すべての補助事業を対象に見直すこととします。

また、それぞれの評価・見直しは翌年度の補助金の予算編成に反映させるものとし、補助金等については、PDCAサイクルに則った不断の見直しを行い、市民に対する説明責任を果たしながら、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、評価・見直しを確実に実行していきます。

なお、新規の補助金等は終期を短縮し、他の補助金等の終期と併せることとします。

【補助金等の評価・見直しに係るPDCAサイクル】



(2) 評価・見直しの手順

現状の厳しい状況の中、社会経済情勢を踏まえた必要な政策を限られた財源で遂行していくためにも、補助金等の評価・見直しは一過性のものに終わることなく、不断の検証を行うことが必要です。

本ガイドラインを基本的な指針として、対象となる補助金等について「補助金等評価シート（別添様式）」を活用する中で評価・見直しを行うこととします。評価・見直しは所管課が行い、個々の補助金等について、継続、改善、縮小、廃止の4つの方向性を検討し、見直しを確実に進めていくこととします。

検証の結果、継続、改善など存続する補助金等についても、改めて終期を設定し評価・見直しを行います。

【補助金等の評価・見直しの手順】

- ①補助金等を交付した翌年度を1年目とし、所管課において、補助金等評価シートを作成します。
- ②終期到来年度以外（1・2年目）は、【別表1】の基準から事務事業を所管する部局長は各課が作成した評価シートを踏まえ、総合評価による評価、見直しを行います。
- ③終期到来年度（3年目）は、【別表2】の基準から事務事業を所管する部局長は各課が作成した評価シートを踏まえ、項目を重視した評価、見直しを行います。なお、必要に応じ、交付団体等に対しヒアリングや指導等を行うこととします。
- ④財政課は補助金等評価シートを使い、所管課のヒアリングを行い次年度予算へ反映させます。

（3）補助金等の評価・見直し内容の公表

補助金等の制度の透明性と補助効果の向上を図るため、当該年度の補助金等一覧を市のホームページ等で公表するとともに、評価・見直しの結果についても公表します。

9. 評価・見直し後の対応

（1）見直し結果の反映

評価結果に係る見直しについては、原則として平成31年度から実施し、翌年度の予算に反映させていきますが、急激な見直しにより行政運営に支障をきたすおそれのあるもの、また、「改善」、「縮小」及び「廃止」と評価した補助金等については、交付団体等への周知や交付団体等側での事業見直しの必要性が生じることなどから、段階的に補助金等を引き下げるなど実施手法にも一定の配慮を行うものとします。

（2）補助金交付要綱等の適切な管理

補助金等の見直しにおいて、交付基準や目的、対象経費等が明確となっていないものについては、要綱等の整備を義務付けることとします。

また、評価結果等に基づいて見直された内容は、必要に応じ適切に要綱等に反映し管理するものとします。

（3）チェック機能の強化

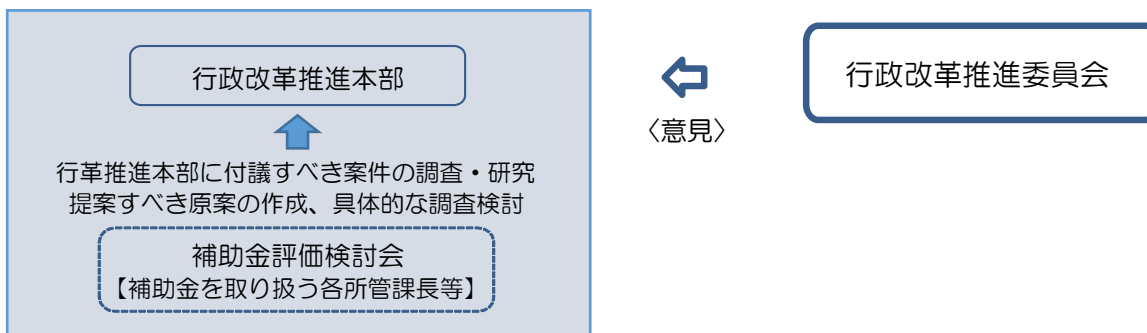
補助金等は、新たな行政課題や市民ニーズの変化等に伴い、今後も随時、見直しを行っていく必要があることから、補助金等の交付にあたっては、交付申請時の事業計画書や収支予算書等を厳正・公正に審査し、補助額、補助率を決定するとともに、事業等の終了後は、速やかに実績報告及び決算書等で、費用対効果を含め補助金等が適正に執行されているかを審査するなど、補助金等の採択や評価、見直しが客観的に行われるよう

チェック機能を強化するものとします。

また、本ガイドラインについても、より実効性の伴う指針となるよう、交付基準、評価、見直し基準及び基準等の運用など必要な改善を行っていきます。

なお、改善にあたっては、北杜市補助金評価検討会において検討を行ったうえで、その内容について、行政改革推進本部で審議を行い、行政改革推進委員会から意見等をいただく中で変更を行っていきます。

【本ガイドラインの変更手順イメージ】



【参考：本市のこれまでの補助金等の整理合理化等に係る取組】

これまで本市では、「行財政改革大綱・アクションプラン」を基本に次のとおり補助金等の整理合理化等に取り組んできました。

■第1次行財政改革アクションプラン（平成18年度～平成22年度）【抜粋】

(5) 補助金等の整理合理化

① 補助金等交付基準の設定

具体的な取組	取組目標	取組状況・実績	取組結果
補助金等の現況調査・補助金等交付基準の設定	H22年度までにH17年度補助金等総額の5%を削減 補助金交付額 ※補助事業を含まない市単独補助金等の額 【H18】744,347千円	H18年12月、行政改革大綱に基づく「北杜市補助金等整理合理化方針（以下、方針）」を策定、補助金等の現況調査を実施、補助金交付基準を設定、徹底した補助金の縮減を行った。 補助金交付実績 ※補助事業を含まない市単独補助金等の額 【H22】656,501千円 削減率 11.8% 削減額 87,846千円	達成

②各種補助金等の見直し

具体的な取組	取組目標	取組状況・実績	取組結果
<p>経常的な補助金等の見直し</p>	<p>H22年度までにH17年度経常的補助金等の10%を削減</p> <p>経常的補助金額 ※補助事業を含まない市単独補助金等の額</p> <p>【H18】744,347千円</p>	<p>方針に基づき、各担当部局で補助金等の抜本の見直しを行う中で、徹底した補助金の縮減を実施 各年度の当初予算編成時は方針に基づくシーリングを実施</p> <p>経常的補助金交付実績 ※補助事業を含まない市単独補助金等の額</p> <p>【H22】656,501千円 削減率 11.8% 削減額 87,846千円</p>	<p>達成</p>
<p>各種協議会への加入の見直し</p>	<p>各協議会等加入負担金</p> <p>【H18】39,635千円</p>	<p>方針に基づき、各担当部局で各種団体等への加入の必要性や負担金等の妥当性等を抜本的に見直し、加入負担金の縮減を実施 各年度の当初予算編成時は方針に基づくシーリングを実施</p> <p>各種協議会等加入負担金実績</p> <p>【H22】34,534千円 削減率 12.9% 削減額 5,101千円</p>	<p>達成</p>

③補助対象団体の自立意識の高揚

具体的な取組	取組目標	取組状況・実績	取組結果
補助対象団体の自立意識の高揚	<p>H22年度までにH17年度団体運営費補助金総額の20%を削減</p> <p>団体運営補助金交付額</p> <p>【H18】151,706千円</p>	<p>方針に基づき、各担当部局で各種団体等への運営補助金の必要性や補助の妥当性等を抜本的に見直し、団体運営補助金の縮減を行ってきたが、目標は未達成</p> <p>各年度の当初予算編成時は方針に基づくシーリングを実施</p> <p>団体運営補助金実績</p> <p>【H22】122,527千円</p> <p>削減率 19.2%</p> <p>削減額 29,179千円</p>	未達成

■第2次行政改革アクションプラン（平成23年度～平成25年度）【抜粋】

(3) 補助金等の整理合理化

① 各種イベント・祭り等への補助金の見直し（第1次から継続・内容変更）

具体的な取組	取組目標	取組状況・実績	取組結果
市単独補助金の削減	<p>市単独補助金をH22年度対比H25年度までに10%削減</p> <p>■H22年度一般会計当初予算の市単独補助金の額257,079千円</p> <p>市単独補助金当初予算額【H22】257,079千円と比較して</p>	<p>現況調査の実施、各種イベント等の運営補助金など、既存補助金の事業の必要性を考慮し、削減を実施</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置費補助金等時代に即した補助制度は拡充したため未達成</p> <p>今後も、事業の必要性を勘案し、補助金の削減に取り組む。</p> <p>市単独補助金当初予算額【H23】245,119千円（H22比▲11,960千円） 削減率 4.7%</p> <p>【H24】253,912千円（H22比▲3,167千円） 削減率 1.2%</p> <p>【H25】247,024千円（H22比▲10,055千円） 削減率 3.9%</p> <p>3箇年実績 削減率 9.8% 削減額 25,182千円</p> <p>※削減目標額 25,707千円 未達成額 252千円</p>	未達成

② 補助対象団体の自立意識の高揚（第1次から継続）

具体的な取組	取組目標	取組状況・実績	取組結果
<p>補助対象団体の自立推進・意識改革</p>	<p>各種団体への運営補助金額をH22年度対比、H25年度までに10%削減</p> <p>■ H22年度一般会計当初予算の市単独団体運営補助金の額 147,700千円</p> <p>市単独団体運営補助金当初予算額【H22】147,700千円と比較して</p>	<p>現況調査の実施、各担当部局で各種団体への運営補助金の必要性や補助の妥当性等を抜本的に見直し、団体運営補助金の削減を実施</p> <p>自主運営に向けた指導・援助を行い、北杜市観光協会は、平成25年4月から一般社団法人として独立更に体育協会と文化協会についても、平成26年4月から自主運営を実現</p> <p>市単独団体運営補助金当初予算額【H23】133,150千円（H22比▲14,550千円）削減率 9.9%</p> <p>【H24】129,916千円（H22比▲17,784千円）削減率 12.0%</p> <p>【H25】121,743千円（H22比▲25,957千円）削減率 17.6%</p> <p>3箇年実績 削減率 39.5% 削減額 58,291千円</p> <p>※削減目標額 14,770千円 達成額 43,521千円</p>	<p>達成</p>

■第3次行財政改革アクションプラン（平成26年度～平成28年度）【抜粋】

1 健全な市財政の確立

⑥ 補助金支出の適正化（第2次から継続）

具体的な取組	取組目標	取組状況・実績	取組結果
市単独補助金の削減	<p>市単独補助金を、H28年度までにH25年度対比3.0%削減</p> <p>■H25年度一般会計当初予算の市単独補助金の額244,667千円</p> <p>【H25】244,667千円と比較して</p>	<p>予算編成方針により、初期の目的の達成状況や社会的ニーズの変化、行政の責任分野や経費負担のあり方、補助目的や行政効果などを十分検討し、市単独補助金を削減</p> <p>市単独補助金 当初予算額 【H26】239,779千円 (H25比▲4,888千円) 削減率 2.0%</p> <p>【H27】226,784千円 (H25比▲17,883千円) 削減率 7.3%</p> <p>【H28】204,635千円 (H25比▲40,032千円) 削減率 16.4%</p> <p>3箇年実績 削減率 25.7% 削減額 62,803千円</p>	達成
団体への運営補助金の削減	<p>各種団体への運営補助金を、H28年度までにH25年度対比3.0%削減</p> <p>■H25年度一般会計当初予算の市単独団体運営補助金の額121,719千円</p>	<p>予算編成方針により、初期の目的の達成状況や社会的ニーズの変化、行政の責任分野や経費負担のあり方、補助目的や行政効果などを十分検討し、団体への運営補助金を削減</p>	

	【H25】121,719千円 と比較して	<p>団体への運営補助金 当初予算額</p> <p>【H26】116,631千円 (H25比▲5,088千円) 削減率 4.2%</p> <p>【H27】113,093千円 (H25比▲8,626千円) 削減率 7.1%</p> <p>【H28】106,692千円 (H25比▲15,027千円) 削減率 12.3%</p> <p>3箇年実績 削減率 23.6% 削減額 28,741千円</p>	達成
補助金等評価検討会の創設	(仮称)補助金等評価検討会を創設し、補助金の整理統合を図る。	<p>補助金の統一的な交付基準の設定、交付基準及び評価・見直し基準の実効性を高め、より実践的に進めていくための運用の仕組みを構築するため、平成28年度に補助金評価検討会を創設した。</p> <p>基準等の原案策定に向けた補助金の洗い出し、性質別分類を実施したが、補助金の整理統合には至らなかった。</p>	未達成

■第4次行財政改革アクションプラン（平成29年度～平成31年度）【抜粋】

2. 行政運営システムの見直し

③効率的な行政運営体制の確立（第3次から継続）

具体的な取組	取組目標	実施予定（年度）	所管部局・課
補助金の適正化の推進（新規）	適正で透明性の高い補助金制度を確立する	H29 ⇒ 検討 H30 ⇒ 設定 H31 ⇒ 実施	企画課